

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保安上危険又は衛生上有害であると認められた特殊建築物等 に対する除却、使用中止等の勧告に係る措置命令
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		第 1 0 条 第 2 項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課 (電話：048-829-1534)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	設定できません。 (事業ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難で ある。)
	設定等年月日	平成 1 7 年 6 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		